

議案第9号

杉並区立区民住宅条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立区民住宅条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区立区民住宅条例（平成6年杉並区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2号を加える。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(7) 同居させようとする者が暴力団員でないこと。

第6条第1項中「された者」の次に「であって次の各号のいずれにも該当するもの」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 暴力団員でない者

(2) 同居させようとする者が暴力団員でない者

第16条に次の1項を加える。

2 区長は、前項第1号に掲げる場合において、同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の許可をしてはならない。

第18条に次の1項を加える。

2 区長は、前項の規定により許可を受けようとする者又はその者と同居しようとする者が暴力団員であるときは、同項の許可をしてはならない。

第19条第2項中「第16条第3号」を「第16条第1項第3号」に改める。

第20条第1項中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 暴力団員であることが判明したとき。

(7) 同居させている者が暴力団員であることが判明したとき。

第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

(警視總監に対する照会)

第22条 区長は、第5条の規定による使用予定者の決定若しくは第6条第1項、第16条第1項第1号若しくは第18条第1項の規定による許可をしようとするとき又は必要があると認めるときは、当該決定若しくは許可に係る者又は使用者若しくは使用者が同居させている者が暴力団員であるかどうかについて、警視總監に照会することができる。

第2条 杉並区高齢者住宅条例（平成9年杉並区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次の2号を加える。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(8) 同居させようとする者が暴力団員でないこと。

第7条第2項中「第17条」を「第17条第1項」に改める。

第8条第1項中「いずれかに」を「いずれにも」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険な状態若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

イ 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないために親族と同居することができない者

ウ 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から不適當な居住状態にある者

エ 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）

オ 収入に比べて著しく過重な家賃の支払をしなければならない者

カ アからオまでに掲げる者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかなる者

(2) 暴力団員でない者

(3) 同居させようとする者が暴力団員でない者

第9条第3項中「第6条又は第7条に定める資格を有する」を「あつて次の各号のいずれにも該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第6条又は第7条に定める資格を有する者

(2) 暴力団員でない者

(3) 同居させようとする者が暴力団員でない者

第16条に次の1項を加える。

2 区長は、前項の規定により新たに同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の許可をしてはならない。

第17条に次の1項を加える。

2 区長は、前項の規定により引き続き居住することを希望する者又は当該希望する者と同居しようとする者が暴力団員であるときは、同項の許可をしてはならない。

第23条第4項中「第16条」を「第16条第1項」に改める。

第34条第1項第4号中「き損した」を「毀損した」に改め、同項第5号中「第16条」を「第16条第1項」に改め、同項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 使用者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

第35条の表中「第16条」を「第16条第1項」に、「第17条」を「第17条第1項」に改める。

第37条中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 暴力団員でないこと。

(8) 同居させようとする者が暴力団員でないこと。

第40条中「第8条第1項各号」を「第8条第1項第1号」に改め、同条の表第8条第1項の項を削り、同表中「第9条第3項」を「第9条第3項第1号」に、「第16条」を「第16条第1項」に、「第17条」を「第17条第1項」に改める。

第43条を第44条とし、第42条を第43条とし、第41条の次に次の1条を加える。

(警視総監に対する照会)

第42条 区長は、第8条第1項若しくは第2項（第35条及び第40条において準用する場合を含む。）の規定による使用予定者の決定若しくは第9条第3項（第35条において準用する場合及び第40条において読み替えて準用する場合を含む。）、第16条第1項（第35条及び第40条において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第17条第1項（第35条及び第40条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による許可をしようとするとき又は必要があると認めるときは、当該決定若しくは許可に係る者又は使用者若しくは同居者が暴力団員であるかどうかについて、警視総監に照会することができる。

第3条 杉並区営住宅条例（平成9年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「あつては第4号」の次に「から第6号まで」を加え、「から第4号」を「から第6号」に改め、同項に次の2号を加える。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(6) 現に同居し、又は同居しようとする者が暴力団員でないこと。

第7条第2項中「、第3号及び第4号」を「及び第3号から第6号まで」に改める。

第8条第1項中「いずれかに」を「いずれにも」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険な状態若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

イ 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないために親族と同居することができない者

ウ 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から不適當な居住状態にある者

エ 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため
困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）

オ 収入に比べて著しく過重な家賃の支払をしなければならない者

カ アからオまでに掲げる者のほか、現に住宅に困窮していることが明らか
な者

(2) 暴力団員でない者

(3) 現に同居し、又は同居しようとする者が暴力団員でない者

第9条第3項中「第6条又は第7条に定める資格を有する」を「あつて次の各
号のいずれにも該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第6条又は第7条に定める資格を有する者

(2) 暴力団員でない者

(3) 現に同居し、又は同居しようとする者が暴力団員でない者

第16条に次の1項を加える。

2 区長は、前項の規定により新たに同居させようとする者が暴力団員である
ときは、同項の許可をしてはならない。

第17条に次の1項を加える。

2 区長は、前項の規定により引き続き居住することを希望する者又は当該希望
する者と同居しようとする者が暴力団員であるときは、同項の許可をしてはな
らない。

第23条第4項中「第16条」を「第16条第1項」に改める。

第34条第1項第4号中「き損した」を「毀損した」に改め、同項第5号中
「第16条」を「第16条第1項」に改め、同項中第8号を第9号とし、第7号
の次に次の1号を加える。

(8) 使用者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

第38条第3号を次のように改める。

(3) 高額所得者でないこと。

第38条に次の2号を加える。

(4) 第34条第1項第1号から第6号までのいずれにも該当しないこと。

(5) 使用者又は同居者が暴力団員でないこと。

第38条の2中「の者」の次に「（暴力団員でない者に限る。）」を加える。

第40条第1項中「の申込みをした者」の次に「であって暴力団員でないもの」を加える。

第42条第4号中「き損した」を「毀損した」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 駐車場を使用している者が暴力団員であることが判明したとき。

第43条中「係る部分」の次に「及び第3項各号」を加え、「第6条又は第7条」を「次の各号のいずれにも該当する」に改め、「第38条の2」の次に「に定める資格を有する」を加え、「第17条中」を「第17条第1項中」に改め、「「規則」と」の次に「、同条第2項中「居住することを希望する者又は当該希望する者と同居しようとする」とあるのは「駐車場を使用することを希望する」と」を加える。

第45条を第46条とし、第44条を第45条とし、第43条の次に次の1条を加える。

(警視總監に対する照会)

第44条 区長は、第8条第1項若しくは第2項の規定による使用予定者の決定若しくは第9条第3項（前条において読み替えて準用する場合を含む。）、第16条第1項若しくは第17条第1項（前条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による許可若しくは第40条の規定による駐車場の使用予定者の決定をしようとするとき又は必要があると認めるときは、当該決定若しくは許可に係る者又は使用者若しくは同居者が暴力団員であるかどうかについて、警視總監に照会することができる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

区営住宅の使用者の資格を改める等の必要がある。

杉並区立区民住宅条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区立区民住宅条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(申込者の資格)</p> <p>第4条 区民住宅の申込みをしようとする者は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</u></p> <p><u>(7) 同居させようとする者が暴力団員でないこと。</u></p> <p>(使用許可)</p> <p>第6条 区長は、前条の規定により使用予定者として決定された者<u>であって次の各号のいずれにも該当するものが規則で定める手続を完了したときは</u>、区民住宅の使用を許可する。</p> <p><u>(1) 暴力団員でない者</u></p> <p><u>(2) 同居させようとする者が暴力団員でない者</u></p> <p>2 略</p> <p>(許可事項)</p> <p>第16条 略</p> <p><u>2 区長は、前項第1号に掲げる場合に</u></p>	<p>(申込者の資格)</p> <p>第4条 区民住宅の申込みをしようとする者は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(使用許可)</p> <p>第6条 区長は、前条の規定により使用予定者として決定された者_____が規則で定める手続を完了したときは、区民住宅の使用を許可する。</p> <p>2 略</p> <p>(許可事項)</p> <p>第16条 略</p>

において、同居させようとする者が暴力
団員であるときは、同項の許可をして
はならない。

(使用権の承継)

第18条 略

2 区長は、前項の規定により許可を受
けようとする者又はその者と同居しよ
うとする者が暴力団員であるときは、
同項の許可をしてはならない。

(区民住宅の返還)

第19条 略

2 前項の場合において、使用者は、当
該区民住宅に第16条第1項第3号の
規定により許可を受けて模様替えその
他の工作を加えたときは、これを原状
に復さなければならない。

3 略

(区民住宅の明渡し請求等)

第20条 区長は、使用者が次の各号の
いずれかに該当する場合には、使用者
に対して、期日を指定して、使用許可
を取り消し、当該区民住宅の明渡しを
請求することができる。

(1)～(5) 略

(6) 暴力団員であることが判明した
とき。

(7) 同居させている者が暴力団員で
あることが判明したとき。

(8) 略

2及び3 略

(使用権の承継)

第18条 略

(区民住宅の返還)

第19条 略

2 前項の場合において、使用者は、当
該区民住宅に第16条第3号の
規定により許可を受けて模様替えその
他の工作を加えたときは、これを原状
に復さなければならない。

3 略

(区民住宅の明渡し請求等)

第20条 区長は、使用者が次の各号の
いずれかに該当する場合には、使用者
に対して、期日を指定して、使用許可
を取り消し、当該区民住宅の明渡しを
請求することができる。

(1)～(5) 略

(6) 略

2及び3 略

(警視総監に対する照会)

第22条 区長は、第5条の規定による
使用予定者の決定若しくは第6条第1
項、第16条第1項第1号若しくは第
18条第1項の規定による許可をしよ
うとするとき又は必要があると認める
ときは、当該決定若しくは許可に係る
者又は使用者若しくは使用者が同居さ
せている者が暴力団員であるかどうか
について、警視総監に照会することが
できる。

(委任)

第23条 略

(委任)

第22条 略

第2条による改正 (杉並区高齢者住宅条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 区営高齢者住宅を使用することのできる者は、申込みをした日において、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</u></p> <p><u>(8) 同居させようとする者が暴力団員でないこと。</u></p>	<p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 区営高齢者住宅を使用することのできる者は、申込みをした日において、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>

2 略

(使用者の資格の特例)

第7条 略

- 2 第17条第1項の規定による区長の許可を受けようとする者が年齢60歳以上であるときは、その者は、前条第1項第2号に掲げる条件を具備する者とみなす。

(使用予定者の決定等)

第8条 区長は、区営高齢者住宅の使用申込者の数が使用を許可すべき区営高齢者住宅の戸数を超える場合においては、次の各号のいずれにも該当する者のうちから抽せんにより使用予定者を決定する。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険な状態若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

イ 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないために親族と同居することができない者

ウ 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から不適切な居住状態にある者

エ 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者（自己の責

2 略

(使用者の資格の特例)

第7条 略

- 2 第17条の規定による区長の許可を受けようとする者が年齢60歳以上であるときは、その者は、前条第1項第2号に掲げる条件を具備する者とみなす。

(使用予定者の決定等)

第8条 区長は、区営高齢者住宅の使用申込者の数が使用を許可すべき区営高齢者住宅の戸数を超える場合においては、次の各号のいずれかに該当する者のうちから抽せんにより使用予定者を決定する。

(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険な状態若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないために親族と同居することができない者

(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から不適切な居住状態にある者

(4) 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除

めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)

オ 収入に比べて著しく過重な家賃の支払をしなければならない者

カ アからオまでに掲げる者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

(2) 暴力団員でない者

(3) 同居させようとする者が暴力団員でない者

2 及び 3 略

(使用の手続)

第 9 条 略

2 略

3 区長は、第 1 項又は前項の手続を完了した者であって次の各号のいずれにも該当するものに対し、区営高齢者住宅の使用を許可し、その旨を通知する。

(1) 第 6 条又は第 7 条に定める資格を有する者

(2) 暴力団員でない者

(3) 同居させようとする者が暴力団員でない者

4 及び 5 略

(同居の許可)

第 16 条 略

2 区長は、前項の規定により新たに同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の許可をしてはならな

く。)

(5) 収入に比べて著しく過重な家賃の支払をしなければならない者

(6) 前各号に掲げる者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

2 及び 3 略

(使用の手続)

第 9 条 略

2 略

3 区長は、第 1 項又は前項の手続を完了した者で第 6 条又は第 7 条に定める資格を有するものに対し、区営高齢者住宅の使用を許可し、その旨を通知する。

4 及び 5 略

(同居の許可)

第 16 条 略

い。

(使用の承継)

第17条 略

2 区長は、前項の規定により引き続き居住することを希望する者又は当該希望する者と同居しようとする者が暴力団員であるときは、同項の許可をしてはならない。

(収入の認定等)

第23条 略

2及び3 略

4 区長は、第16条第1項の許可を行う場合において、当該許可に伴い、第1項の規定により認定した収入の額が政令第2条第2項に定める収入の区分を超えて変動したときは、その収入の額を認定する。

5及び6 略

(使用許可の取消し等)

第34条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用者に対し使用許可を取り消し、区営高齢者住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(3) 略

(4) 区営高齢者住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。

(5) 第15条、第16条第1項、第18条及び第19条の規定に違反したとき。

(6)及び(7) 略

(使用の承継)

第17条 略

(収入の認定等)

第23条 略

2及び3 略

4 区長は、第16条の許可を行う場合において、当該許可に伴い、第1項の規定により認定した収入の額が政令第2条第2項に定める収入の区分を超えて変動したときは、その収入の額を認定する。

5及び6 略

(使用許可の取消し等)

第34条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用者に対し使用許可を取り消し、区営高齢者住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(3) 略

(4) 区営高齢者住宅又は共同施設を故意にき損したとき。

(5) 第15条、第16条、第18条及び第19条の規定に違反したとき。

(6)及び(7) 略

(8) 使用者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

(9) 略

2～5 略

(準用)

第35条 区立高齢者住宅の管理については、第5条から前条までの規定（第13条第1号及び第2号、第30条第2項、第31条から第33条まで並びに前条第5項（区が借上げを行う区立高齢者住宅に係る部分を除く。）の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条 第4項 第3号	区営高齢者住宅又は区営住宅（以下「区営高齢者住宅等」という。）	区の住宅
第5条 第4項 第4号	区営高齢者住宅建替事業による区営高齢者住宅等の除却	区の住宅の建替による除却
第5条 第4項 第7号	区営高齢者住宅等	区の住宅
第5条 第4項 第8号	区営高齢者住宅等	区立高齢者住宅
第7条 第1項	区営高齢者住宅等の借上げ	区の住宅の借上げ
	法第44条第3項の規定による区営高齢者住宅等の用途の廃止により当該区営高齢者住宅等	区の住宅の用途の廃止により当該区の住宅

(8) 略

2～5 略

(準用)

第35条 区立高齢者住宅の管理については、第5条から前条までの規定（第13条第1号及び第2号、第30条第2項、第31条から第33条まで並びに前条第5項（区が借上げを行う区立高齢者住宅に係る部分を除く。）の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条 第4項 第3号	区営高齢者住宅又は区営住宅（以下「区営高齢者住宅等」という。）	区の住宅
第5条 第4項 第4号	区営高齢者住宅建替事業による区営高齢者住宅等の除却	区の住宅の建替による除却
第5条 第4項 第7号	区営高齢者住宅等	区の住宅
第5条 第4項 第8号	区営高齢者住宅等	区立高齢者住宅
第7条 第1項	区営高齢者住宅等の借上げ	区の住宅の借上げ
	法第44条第3項の規定による区営高齢者住宅等の用途の廃止により当該区営高齢者住宅等	区の住宅の用途の廃止により当該区の住宅

第10条第1項	算定方法	算定方法の例
	法第34条の規定による	法第34条の規定の例による
第10条第3項	算定方法	算定方法の例
第16条第1項	省令第10条に規定するところによる	省令第10条の規定の例による
第17条第1項	省令第11条に規定するところによる	省令第11条の規定の例による
第25条第2項	算定方法	算定方法の例
第26条第2項	政令第9条第2項に定めるところによる	政令第9条第2項の規定の例による
第30条第1項	第7条第1項の規定による申込みをした者が他の区営高齢者住宅	第35条の規定により準用する第7条第1項の規定による申込みをした者が他の区立高齢者住宅
	区営高齢者住宅等の借上げ	区の住宅の借上げ
	法第44条第3項の規定による区営高齢者住宅等の用途の廃止により明渡しをすべき区営高齢者住宅等	区の住宅の用途の廃止により明渡しをすべき区の住宅

(使用者の資格)

第37条 区立サービス付き高齢者向け住宅を使用することのできる者は、申込みをした日において、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。

(1)～(6) 略

第10条第1項	算定方法	算定方法の例
	法第34条の規定による	法第34条の規定の例による
第10条第3項	算定方法	算定方法の例
第16条	省令第10条に規定するところによる	省令第10条の規定の例による
第17条	省令第11条に規定するところによる	省令第11条の規定の例による
第25条第2項	算定方法	算定方法の例
第26条第2項	政令第9条第2項に定めるところによる	政令第9条第2項の規定の例による
第30条第1項	第7条第1項の規定による申込みをした者が他の区営高齢者住宅	第35条の規定により準用する第7条第1項の規定による申込みをした者が他の区立高齢者住宅
	区営高齢者住宅等の借上げ	区の住宅の借上げ
	法第44条第3項の規定による区営高齢者住宅等の用途の廃止により明渡しをすべき区営高齢者住宅等	区の住宅の用途の廃止により明渡しをすべき区の住宅

(使用者の資格)

第37条 区立サービス付き高齢者向け住宅を使用することのできる者は、申込みをした日において、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 暴力団員でないこと。

(8) 同居させようとする者が暴力団員でないこと。

(9) 略

(準用)

第40条 区立サービス付き高齢者向け住宅の管理については、第36条から前条までに定めるもののほか、第8条から第21条まで及び第34条の規定（第8条第1項第1号、第10条、第13条、第14条及び第34条第3項の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条第3項	借上げに係る区営高齢者住宅	区立サービス付き高齢者向け住宅
第9条第1項	第5条第4項	第36条第3項
<u>第9条第3項第1号</u>	第6条又は第7条	第37条
<u>第16条第1項</u>	省令第10条に規定するところによるほか、規則	規則
<u>第17条第1項</u>	省令第11条に規定するところによるほか、規則	規則

(警視総監に対する照会)

(7) 略

(準用)

第40条 区立サービス付き高齢者向け住宅の管理については、第36条から前条までに定めるもののほか、第8条から第21条まで及び第34条の規定（第8条第1項各号、第10条、第13条、第14条及び第34条第3項の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<u>第8条第1項</u>	<u>次の各号のいずれかに該当する者のうちから抽せんにより</u>	<u>抽せんにより</u>
第8条第3項	借上げに係る区営高齢者住宅	区立サービス付き高齢者向け住宅
第9条第1項	第5条第4項	第36条第3項
<u>第9条第3項</u>	第6条又は第7条	第37条
<u>第16条</u>	省令第10条に規定するところによるほか、規則	規則
<u>第17条</u>	省令第11条に規定するところによるほか、規則	規則

第42条 区長は、第8条第1項若しくは第2項（第35条及び第40条において準用する場合を含む。）の規定による使用予定者の決定若しくは第9条第3項（第35条において準用する場合及び第40条において読み替えて準用する場合を含む。）、第16条第1項（第35条及び第40条において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第17条第1項（第35条及び第40条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による許可をしようとするとき又は必要があると認めるときは、当該決定若しくは許可に係る者又は使用者若しくは同居者が暴力団員であるかどうかについて、警視總監に照会することができる。

(罰則)

第43条 略

(委任)

第44条 略

(罰則)

第42条 略

(委任)

第43条 略

第3条による改正（杉並区営住宅条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 区営住宅を使用することのできる者は、申込みをした日において、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に</p>	<p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 区営住宅を使用することのできる者は、申込みをした日において、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に</p>

規定する被災者等にあつては第4号から第6号まで、密集整備法第19条の規定により区営住宅への入居を希望する旨を区長に申し出た者にあつては第2号から第6号まで)に掲げる条件を具備している者でなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(6) 現に同居し、又は同居しようとする者が暴力団員でないこと。

2～5 略

(使用者の資格の特例)

第7条 略

2 前条第1項第3号イに掲げる区営住宅の使用者は、同項各号（高齢者等にあつては、同項第1号及び第3号から第6号まで）に掲げる条件を具備しているほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(使用予定者の決定等)

第8条 区長は、区営住宅の使用申込者の数が使用を許可すべき区営住宅の戸数を超える場合においては、次の各号のいずれにも該当する者のうちから抽せんにより使用予定者を決定する。

規定する被災者等にあつては第4号_____、密集整備法第19条の規定により区営住宅への入居を希望する旨を区長に申し出た者にあつては第2号から第4号まで)に掲げる条件を具備している者でなければならない。

(1)～(4) 略

2～5 略

(使用者の資格の特例)

第7条 略

2 前条第1項第3号イに掲げる区営住宅の使用者は、同項各号（高齢者等にあつては、同項第1号、第3号及び第4号）に掲げる条件を具備しているほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(使用予定者の決定等)

第8条 区長は、区営住宅の使用申込者の数が使用を許可すべき区営住宅の戸数を超える場合においては、次の各号のいずれかに該当する者のうちから抽せんにより使用予定者を決定する。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 住宅以外の建物若しくは場所に
居住し、又は保安上危険な状態若
しくは衛生上有害な状態にある住
宅に居住している者

イ 他の世帯と同居して著しく生活
上の不便を受けている者又は住宅
がないために親族と同居すること
ができない者

ウ 住宅の規模、設備又は間取りと
世帯構成との関係から不適當な居
住状態にある者

エ 正当な事由による立ち退きの要
求を受け、適当な立ち退き先がな
いため困窮している者（自己の責
めに帰すべき事由に基づく場合を
除く。）

オ 収入に比べて著しく過重な家賃
の支払をしなければならない者

カ アからオまでに掲げる者のほ
か、現に住宅に困窮していること
が明らかな者

(2) 暴力団員でない者

(3) 現に同居し、又は同居しようと
する者が暴力団員でない者

2 及び 3 略

(使用の手続)

第9条 略

2 略

3 区長は、第1項又は前項の手続を完

(1) 住宅以外の建物若しくは場所に
居住し、又は保安上危険な状態若し
しくは衛生上有害な状態にある住宅に
居住している者

(2) 他の世帯と同居して著しく生活
上の不便を受けている者又は住宅が
ないために親族と同居することがで
きない者

(3) 住宅の規模、設備又は間取りと
世帯構成との関係から不適當な居住
状態にある者

(4) 正当な事由による立ち退きの要
求を受け、適当な立ち退き先がない
ため困窮している者（自己の責めに
帰すべき事由に基づく場合を除
く。）

(5) 収入に比べて著しく過重な家賃
の支払をしなければならない者

(6) 前各号に掲げる者のほか、現に
住宅に困窮していることが明らかな
者

2 及び 3 略

(使用の手続)

第9条 略

2 略

3 区長は、第1項又は前項の手続を完

<p>了した者であって次の各号のいずれにも該当する<u>もの</u>に対し、区営住宅の使用を許可し、その旨を通知する。</p>	<p>了した者で<u>第6条又は第7条に定める資格を有するもの</u>に対し、区営住宅の使用を許可し、その旨を通知する。</p>
<p>(1) <u>第6条又は第7条に定める資格を有する者</u></p>	
<p>(2) <u>暴力団員でない者</u></p>	
<p>(3) <u>現に同居し、又は同居しようとする者が暴力団員でない者</u></p>	
<p>4及び5 略</p>	<p>4及び5 略</p>
<p>(同居の許可)</p>	<p>(同居の許可)</p>
<p>第16条 略</p>	<p>第16条 略</p>
<p>2 <u>区長は、前項の規定により新たに同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の許可をしてはならない。</u></p>	
<p>(使用の承継)</p>	<p>(使用の承継)</p>
<p>第17条 略</p>	<p>第17条 略</p>
<p>2 <u>区長は、前項の規定により引き続き居住することを希望する者又は当該希望する者と同居しようとする者が暴力団員であるときは、同項の許可をしてはならない。</u></p>	
<p>(収入の認定等)</p>	<p>(収入の認定等)</p>
<p>第23条 略</p>	<p>第23条 略</p>
<p>2及び3 略</p>	<p>2及び3 略</p>
<p>4 区長は、<u>第16条第1項</u>の許可を行う場合において、当該許可に伴い、第1項の規定により認定した収入の額が政令第2条第2項に定める収入の区分を超えて変動したとき（第6条第4項</p>	<p>4 区長は、<u>第16条</u>の許可を行う場合において、当該許可に伴い、第1項の規定により認定した収入の額が政令第2条第2項に定める収入の区分を超えて変動したとき（第6条第4項</p>

に定める場合に該当しなくなったことにより収入超過基準を超えることとなったとき及び新たに同項に定める場合に該当することによりその収入が収入超過基準以下となったときを含む。次項において同じ。)は、その収入の額を認定する。

5及び6 略

(使用許可の取消し等)

第34条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用者に対し使用許可を取り消し、区営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(3) 略

(4) 区営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。

(5) 第15条、第16条第1項、第18条及び第19条の規定に違反したとき。

(6)及び(7) 略

(8) 使用者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

(9) 略

2～5 略

(駐車場の使用者の資格)

第38条 駐車場を使用しようとする者は、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 高額所得者でないこと。

に定める場合に該当しなくなったことにより収入超過基準を超えることとなったとき及び新たに同項に定める場合に該当することによりその収入が収入超過基準以下となったときを含む。次項において同じ。)は、その収入の額を認定する。

5及び6 略

(使用許可の取消し等)

第34条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用者に対し使用許可を取り消し、区営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(3) 略

(4) 区営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。

(5) 第15条、第16条、第18条及び第19条の規定に違反したとき。

(6)及び(7) 略

(8) 略

2～5 略

(駐車場の使用者の資格)

第38条 駐車場を使用しようとする者は、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 第26条第1項及び第34条第

(4) 第34条第1項第1号から第6号までのいずれにも該当しないこと。

(5) 使用者又は同居者が暴力団員でないこと。

(駐車場の使用者の資格の特例)

第38条の2 区長は、前条の規定にかかわらず、駐車場設置区営住宅の使用者又は同居者以外の者(暴力団員でない者に限る。)で規則で定めるものに対して、駐車場の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、駐車場の使用を許可することができる。

(駐車場の使用予定者の決定)

第40条 区長は、前条第1項の規定により使用の申込みをした者であって暴力団員でないものを駐車場の使用予定者として決定する。この場合において、同項の規定による申込みをした者の数が使用を許可すべき駐車場の設置台数を超えるときは、抽せんにより駐車場の使用予定者を決定する。

2 略

(駐車場の使用許可の取消し)

第42条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用者に対し使用許可を取り消し、駐車場の明渡しを請求することができる。

1項第1号から第6号までのいずれにも該当しないこと。

(駐車場の使用者の資格の特例)

第38条の2 区長は、前条の規定にかかわらず、駐車場設置区営住宅の使用者又は同居者以外の者_____で規則で定めるものに対して、駐車場の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、駐車場の使用を許可することができる。

(駐車場の使用予定者の決定)

第40条 区長は、前条第1項の規定により使用の申込みをした者_____を駐車場の使用予定者として決定する。この場合において、同項の規定による申込みをした者の数が使用を許可すべき駐車場の設置台数を超えるときは、抽せんにより駐車場の使用予定者を決定する。

2 略

(駐車場の使用許可の取消し)

第42条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用者に対し使用許可を取り消し、駐車場の明渡しを請求することができる。

(1)～(3) 略

(4) 駐車場又はその附帯設備を故意に毀損したとき。

(5) 略

(6) 駐車場を使用している者が暴力団員であることが判明したとき。

(7) 略

(準用)

第43条 駐車場の使用については、第36条から前条までに定めるもののほか、第9条（第1項第1号ただし書に係る部分及び第3項各号を除く。）、第11条、第12条第1項（各号列記以外の部分に限る。）、第15条、第17条、第20条第1項、第21条及び第34条第2項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「区営住宅」とあるのは「駐車場」と、第9条第1項中「第5条第4項及び第5項並びに前条第1項及び第2項」とあるのは「第40条第1項」と、同項第1号中「規則で定める資格を有する連帯保証人の連署する誓約書」とあるのは「誓約書」と、同項第2号中「当初使用料の2月分」とあるのは「駐車料の1月分」と、同条第3項中「次の各号のいずれにも該当する」とあるのは「第38条各号又は第38条の2に定める資格を有する」と、第11条見出し、第1項、第3項

(1)～(3) 略

(4) 駐車場又はその附帯設備を故意にき損したとき。

(5) 略

(6) 略

(準用)

第43条 駐車場の使用については、第36条から前条までに定めるもののほか、第9条（第1項第1号ただし書に係る部分_____を除く。）、第11条、第12条第1項（各号列記以外の部分に限る。）、第15条、第17条、第20条第1項、第21条及び第34条第2項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「区営住宅」とあるのは「駐車場」と、第9条第1項中「第5条第4項及び第5項並びに前条第1項及び第2項」とあるのは「第40条第1項」と、同項第1号中「規則で定める資格を有する連帯保証人の連署する誓約書」とあるのは「誓約書」と、同項第2号中「当初使用料の2月分」とあるのは「駐車料の1月分」と、同条第3項中「第6条又は第7条_____」とあるのは「第38条各号又は第38条の2_____」と、第11条見出し、第1項、第3項

及び第4項中「使用料」とあるのは「駐車料」と、同条第5項中「第20条第1項」とあるのは「第43条において準用する第20条第1項」と、「使用料」とあるのは「駐車料」と、第12条の見出し中「使用料等」とあるのは「保証金」と、同条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」とあるのは「特別の事情がある」と、「使用料」とあるのは「保証金」と、第17条第1項中「居住」とあるのは「駐車場を使用」と、「省令第11条に規定するところによるほか、規則」とあるのは「規則」と、同条第2項中「居住することを希望する者又は当該希望する者と同居しようとする」とあるのは「駐車場を使用することを希望する」と、第21条第1項中「第9条第1項第2号」とあるのは「第43条において準用する第9条第1項第2号」と、「使用料」とあるのは「駐車料」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「駐車料」と、第34条第2項中「前項」とあるのは「第42条」と読み替えるものとする。

(警視総監に対する照会)

第44条 区長は、第8条第1項若しくは第2項の規定による使用予定者の決定若しくは第9条第3項（前条において読み替えて準用する場合を

及び第4項中「使用料」とあるのは「駐車料」と、同条第5項中「第20条第1項」とあるのは「第43条において準用する第20条第1項」と、「使用料」とあるのは「駐車料」と、第12条の見出し中「使用料等」とあるのは「保証金」と、同条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」とあるのは「特別の事情がある」と、「使用料」とあるのは「保証金」と、第17条中「居住」とあるのは「駐車場を使用」と、「省令第11条に規定するところによるほか、規則」とあるのは「規則」と

、第21条第1項中「第9条第1項第2号」とあるのは「第43条において準用する第9条第1項第2号」と、「使用料」とあるのは「駐車料」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「駐車料」と、第34条第2項中「前項」とあるのは「第42条」と読み替えるものとする。

む。）、第16条第1項若しくは第17条第1項（前条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による許可若しくは第40条の規定による駐車場の使用予定者の決定をしようとするとき又は必要があると認めるときは、当該決定若しくは許可に係る者又は使用者若しくは同居者が暴力団員であるかどうかについて、警視総監に照会することができる。

(罰則)

第45条 略

(委任)

第46条 略

(罰則)

第44条 略

(委任)

第45条 略